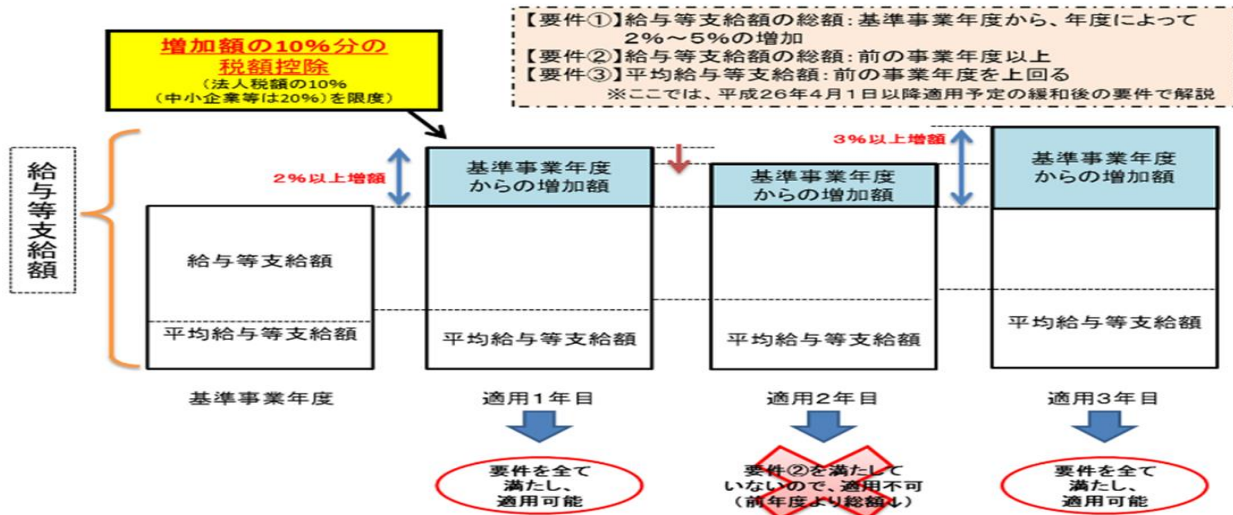


賃上げで「経済好循環」！？賃上げ企業に対する優遇税制！

～Part 2 (全2回)～

(2) 平成 26 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度(改正後)

以下の3つの要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額の10%を限度(中小企業等の場合は20%))が認められます。



①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して一定割合以上

$$\frac{\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額 (A)} - \text{基準事業年度の雇用者給与等支給額 (B)}}{\text{基準事業年度の雇用者給与等支給額 (B)}} \geq 2\% \sim 5\% (\ast)$$

※平成 25 年度～平成 26 年度は「2%」、平成 27 年度は「3%」、平成 28 年度～平成 29 年度は「5%」

②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと

$$\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額 (A)} \geq \text{前事業年度の雇用者給与等支給額 (C)}$$

③平均雇用者給与等支給額が前事業年度の平均雇用者給与等支給額を超えていること

$$\text{適用事業年度の平均雇用者給与等支給額 (D)} > \text{前事業年度の平均雇用者給与等支給額 (F)}$$

4.基本用語の解説

(1)「中小企業者等」とは？

中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人。ただし、同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下同じ。）に発行株式数又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人及び、2 以上の大規模法人に発行株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く。

(2)「国内雇用者」とは？

法人又は個人事業主の使用人のうち法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者をいい、雇用保険の一般被保険者でない者も含まれます。ただし、役員の子親族や、役員と事実上婚姻関係にある者など、役員と特殊な関係にある者や使用人兼務役員は、使用人から除かれます。

(3) 「給与等支給額」とは？

給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する給与、賃金（残業手当等を含む）又は賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、当該事業年度において損金算入される金額をいいます。

(4) 「基準事業年度の雇用者給与等支給額(B)」とは？

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。すなわち、平成 25 年 4 月 1 日より前に事業を行っている法人の場合は、平成 24 年度（個人事業主の場合は、平成 25 年度）の雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額となります。

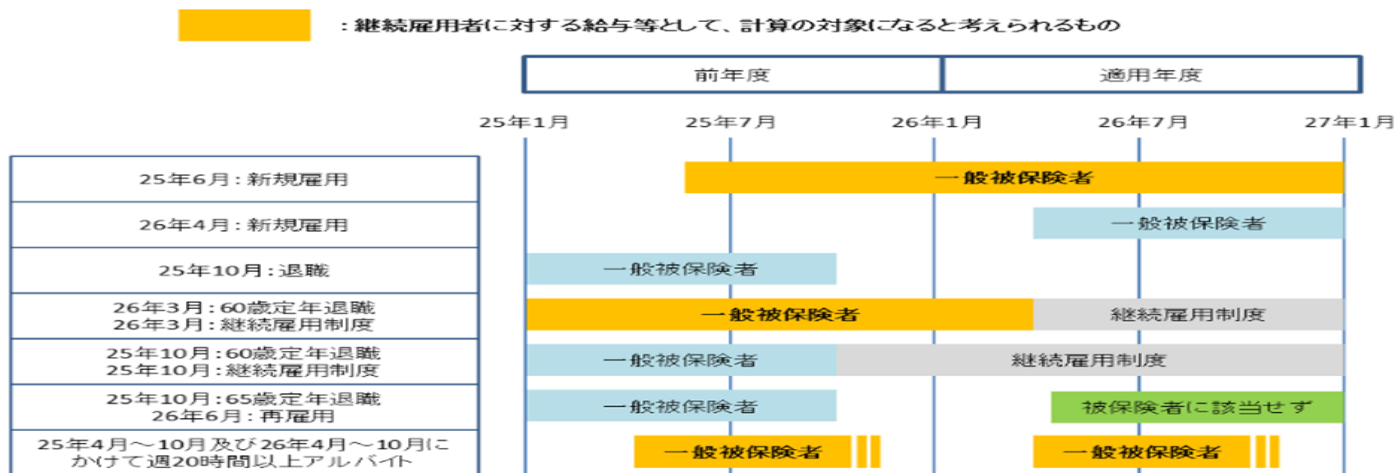
(5) 「平均給与等支給額(改正前)」とは？

雇用者給与等支給額から日々雇入れられる者に係る金額を控除した金額を、適用事業年度における給与等の月別支給対象者（当該適用事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者のうち日々雇入れられる者を除きます。）の数を合計した数で除して計算した金額をいいます。

(6) 改正後の「平均給与等支給額」とは？

改正後の平均給与等支給額の比較方法は、継続雇用者に限定して、新規採用者や退職者を除いて計算することになります。ただし、一般被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）に限る。

「継続雇用者に対する給与等の支給額」とは、適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等の支給額としています。



5. 他の税制措置との適用関係は？

雇用促進税制（雇用を増やした時に受けられる減税措置）、復興産業集積地域における被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度等、その他一定の法人税額の特別控除制度とは選択適用となります。

6. 事前認定や書類等の提出が必要？

雇用促進税制等と違い、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額およびその金額の計算に関する明細書（別表六（二十））を添付する必要があります。

なお、これらの方法を実行する場合は、税理士などの専門家に事前に確認することをおすすめします。一度検討してみたいかがでしょうか？

（経済産業省HP参照）（担当：高砂 充史）